

(資料3)

横浜市東部地域療育センター 令和4年度事業計画書

【施設目標】

① 質の高い医療福祉サービスの提供

- ・ 児童精神科医師確保と3外来診療の実施により初診までの待機期間を4か月に短縮することを目指すとともに、相談ルームいろはの広場事業等によって初診前後の支援を継続することで利用者の不安感の軽減や、状態に応じた迅速な対応を可能とする体制を目指す。
- ・ 補装具外来、訓練科の枠の増設による運動障害児へのサービス内容の充実。
- ・ 新しい方法による巡回訪問とチームによる地域支援の充実、利用者ニーズと地域情勢に沿った効果的療育サービスの構築、事業所自己評価の公表等により、利用者の安全・安心・信頼を築くための取組を行う。
- ・ 診療業務や多職種の情報共有の効率化を図るため、電子カルテの導入を視野に入れた、各部門の業務や事業上の運用等について整理する。
- ・ 並行通園先への巡回訪問など、通園課における地域連携への取り組みを行う。
- ・ 通園勉強会へのオンライン配信の積極的導入など、利用者への情報提供に新しい取組を活用していく。

② 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）

- ・ 経営計画に照らし、進捗状況と現状分析を行いながら、所長のもと職員が一丸となって推進するための組織全体で機能できるプロジェクトの設置と運用。
- ・ コロナ禍においても診療所や通園の稼働率を上げ、収入を確保する。利用料金収入や診療報酬を得るため業務の見直しと効率化を図る。
- ・ 委託契約及び修繕等の経費削減の取り組みと必要に応じた計画的な運用を目指す。

③ 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）

- ・ 人材確保による組織運営の安定と経験に応じた役割を担える人材の育成のため研修計画と研修内容の充実を進める。
- ・ デジタル時代に備えた人材の育成と環境整備
- ・ 健康相談、ストレスチェック、面談の実施等により職員の心身の健康を促進する。
- ・ ハラスメント防止に関する研修の充実

④ リスクマネジメントの強化（予防と迅速な事故対応）

- ・ 感染予防対策及び事故防止対策を講じながら、緊急時に適切に対応できるよう体制整備を行う。
- ・ 感染症予防に配慮した集団活動及び行事等イベントの再構築を行う。
- ・ ヒヤリハット報告や事故報告の分析から、事故防止対策の向上に努める。

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・ 職員の専門知識や技術等を積極的に地域に還元し学校、幼稚園、保育所、児童発達支援事業所との連携強化を図る。そのためのオンライン化の検討とチームによる出張サポートを開始する。
- ・ 家族や学生等、幅広い人材に対して福祉に関する情報を提供する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達

に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来
・初診 700～750 人、再診 2,500～3,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成を行う。

早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある 2～4 歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。保護者向け勉強会はオンラインを中心として実施し、さらにコンテンツの充実を図る。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 令和 4 年度 利用児童数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター (知的障害児)	77	50
医療型児童発達支援センター (肢体不自由児)	12	40
計	89	90

(2) クラス編成

① 障害種別と年齢および療育経過を考慮し、クラス編成を行う。

(療育経験のない 3 歳児クラスを今年度も引き続き開催)

② 3～4 歳児は親子通園、4～5 歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。

利用希望者多数のため親子通園を 1 クラス増設。

(3) 年間行事・保護者プログラム

行事ー入園式、卒園式、運動会、参観週間

保護者プログラムー勉強会、懇談会、個人面談

その他ープール、避難訓練 (地震、火災、津波、不審者、緊急お迎え 等)

※コロナ禍により全体イベントを減らし小集団で実施する。

勉強会などはオンデマンドでの配信などを積極的に活用し、多くの利用者に情報提供できるようにしていく。

(4) 並行通園先の訪問

親子通園は職員による並行通園先への訪問を行い、保育所等の相談に応じるなどして、地域連携への取り組みを開始していく。(年 10 日程度を予定)

3. 地域支援部門

診療部門のスタッフと連携し、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談 : 発達の遅れや障害のある児童の療育などの相談を電話、面接により実施。

(新規申込み 850～900 件、延べ相談件数 8,500 件)

(2) 巡回相談 : 保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。効率化に向けて半日での訪問に切り替えた。(年間 250 回、延べ相談件数 2,000 件)

(3) 各区療育相談 : 各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

(対応件数～2 区で延べ利用人数約 90 件)

(4) 地域支援 : 訓練会の支援を行う他、関係機関や幼稚園、保育所向けの講座の充実を図る。現状では多人数での対面での講座の開催は難しい為、オンラインでの実施も検討し

ていく。ハイリスク家庭へのサポート事業として園訪問やグループの実施も行う。

- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して勉強会、講座、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（35校、延べ50回）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、区役所、学校、幼稚園、保育所、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：知的発達の遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者を対象とする。定員の日々2クラスで12人、週60人に対し、それぞれ月2回～週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的なアウトリーチ支援を継続する。（従来の巡回相談と併せながら実施する。）
- (10) 障害児相談支援事業：当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約170人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：鶴見区内に創設した相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能を強化するとともに広場事業や講座による育児支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザを利用した出張広場の定員拡大を行う。

4. その他の事業

初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』、地域ニーズ対応事業『乳幼児期への子育て支援』と『ハイリスク家庭へのサポート事業』を実施する。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営管理(事業計画、事業概要、届出作成、人事労務・経理・給食・備品・非常食)
- ・委託契約の締結と協議。(給食提供、通園バス運行、庁舎管理及び清掃)等
- ・監査への対応(実態調査・外部監査)
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・苦情解決の受付と対応
- ・市との連絡調整及び関連資料作成
- ・事故対応と報告
- ・情報公開(自己情報開示)への対応
- ・総合防災訓練の実施(年2回)及び非常時(感染症予防対策)への対応
- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・会議、委員会、日程、研修などの調整
- ・東部療育ビル5施設の連絡調整

6. 職員体制

所長(医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤(医師含む) 計113人

7. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生の受け入れ
- ・ボランティア：通所兄弟妹保育
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において幼保職員向けの障害の理解講座(要配慮児研修)を開催